

サービス事業単価等一覧表

別紙

2024年4月

訪問型サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
介護予防相当訪問サービス	1回／週：11,760円／月 2回／週：23,490円／月 3回以上／週：37,270円／月	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）による	交付される負担割合証に記載の利用者負担割合で計算した額	月途中の事由に該当する場合については、日割り計算することとする
	標準的なサービス 2,870円／回 20～45分の生活援助 1,790円／回 45分以上の生活援助 2,200円／回 短時間の身体介護 1,630円／回			
	基準緩和型訪問サービス（指定）	なし		
	基準緩和型訪問サービス（委託）	なし		
短期集中予防訪問サービス	4,900円／回	走島町：3,760円／往復 山野町：360円／往復	なし	1期間あたり3か月。計6回。

通所型サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
介護予防相当通所サービス	要支援1・事業対象者：17,980円／月 要支援2：36,210円／月	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）による	交付される負担割合証に記載の利用者負担割合で計算した額	月途中の事由に該当する場合については、日割り計算することとする。
	要支援1・事業対象者（月1～4回まで） 4,360円／回 要支援2（月1～8回まで） 4,470円／回			
	基準緩和型通所サービス（指定）	なし		
	基準緩和型通所サービス（委託）	なし		
短期集中予防通所サービス	【基準額】 運動プログラム：5,300円／回 複合プログラム：6,200円／回	走島町：3,760円／往復 山野町：360円／往復	なし	1期間あたり3か月。計12回。

その他生活支援サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
「食」の自立支援事業（配食サービス）	330円／食（利用者負担除く）	走島町：3,760円／食 内海町：150円／食 山野町：360円／食 異変対応：1,000円／時間 事務手数料（訪問困難地域）：100円／食	普通食：1食につき市長が定めた額を上限500円として受託機関が定めた額 特別食：1食につき受託機関が定めた額	・1日あたり昼・夕のどちらか1食まで ・月曜から日曜の5食／週まで

介護予防ケアマネジメント

	単価等（支払頻度）	利用者負担	加算	備考
ケアマネジメントA	1件あたり4,420円（毎月支払い）	なし	初回加算 委託連携加算	月額包括報酬のため日割り計算しない
ケアマネジメントB	1件あたり4,420円（6か月に1回支払い）	なし	なし	月額包括報酬のため日割り計算しない
ケアマネジメントC	1件あたり4,420円（初月のみ支払い）	なし	なし	月額包括報酬のため日割り計算しない